

告示

埼玉県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団南愛会 しょうぶ眼科・内科	久喜市菖蒲町菖蒲六〇〇五―一モラ― ジュ菖蒲三階	平成三十一年一月 三十一日
在宅クリニック トフル熊谷	熊谷市銀座一―二―三AOSビル 一階	平成三十一年一月 十日
新井医院	秩父市下吉田三八一四	平成三十年十二月 三十一日
医療法人山岡内科小 児科	鶴ヶ島市上広谷四二―二八	平成三十年十二月 二十九日
さくらデンタル	草加市弁天二―二二―三立原ビルF	平成三十一年一月 三十一日
医療法人藤朋会 川角歯科医院	入間郡毛呂山町川角四六三―一	平成三十一年一月 三十一日
内田薬局	北葛飾郡杉戸町内田一―一―一四	平成三十一年一月 三十一日

有限会社三共フアー マシー上柴店	深谷市上柴町西二―二二―一二	平成三十一年二月 十三日
---------------------	----------------	-----------------

二 指定施術機関

氏名	住所		名称	施 術 所	所在地	廃止年月日
小林 勉						
木下 尚子			まごころ治療院	所沢市狭山ヶ丘二― 八六―六	平成三十一年二月 四日	